

(意見書案第 11 号)

釧路市農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書

我が国農業をめぐる情勢は、WTOや日豪EPAなど国際農業交渉が進む中で、担い手の減少や高齢化の進行など厳しさを増しており、加えて、農産物価格の下落や生産資材価格の高騰など農業者の努力だけでは解決できない課題に直面している。

こうした中、国の平成 22 年度における農業生産基盤整備事業等の予算額については、交付金化の方向を取り入れながらも削減となった。

このため、地域が切望する暗渠排水や草地更新等、農地の計画的な更新・整備の遅れが生じることとなり、今後の営農計画・農業経営への影響が心配されているところである。

このままでは、地域の基幹産業である農業の生産性の低下を招き、地域経済・社会の活性化に大きな影響が及ぶことが強く懸念される場所である。

大規模で専門的な農業が展開されている本市農業が今後も持続的に発展し、国民への安全・安心な食料の安定供給を通じて、我が国の食料自給率の向上に貢献していくためには、農地等の整備を持続的かつ効果的に実施することが不可欠である。

よって、国においては、農業・農村の担い手が将来にわたり意欲と希望を持って営農ができるとともに、地域の個性を生かした多様な農業を展開できる実効ある施策が実現されるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 食料自給率の向上に必要な、地域が切望する農地や農業水利施設などの生産基盤整備の着実な推進に必要な予算枠を確保すること
- 2 生産基盤整備の効果的・効率的な促進を図るために、ほ場条件にあった弾力的な整備やコスト縮減、地元負担の軽減に配慮すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 6 月 18 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

} 宛